

広島市条例第49号

令和7年12月12日

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松井一實

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成3年法律第110号」の右に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第11条中「及び」を「、子育て部分休暇及び」に改める。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第15条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）の養育をするため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、年度ごとに、次のいずれかに掲げる範囲内

で必要と認められる時間とする。

(1) 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内

(2) 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内

3 第15条第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

第17条（見出しを含む。）中「介護時間」の右に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年広島市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「又は子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育をするため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。